

## 個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認書類の提出について

事業所税申告書受付事務(地方税法第701条の46~47)を行うため、申告書等の所定の欄に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(通称:番号法)」第9条に基づき、個人番号(マイナンバー)を記入する必要があります。

また、番号法第16条に基づき、マイナンバーの記入が必要な届出をするときには、なりすまし防止のために、個人番号を確認するための書類(A欄)と身元を確認するための書類(B欄)が、それぞれ必要になります。

具体的には、以下の書類を償却資産申告書と合わせて提出することが必要です。郵送の場合は、書類又は写しを提出してください。

なお、尼崎市では電話でマイナンバーの本人確認を行うことはありません。

本人の場合		代理人の場合			
A 番号確認 (①~④のいずれかを提示・添付)	B 身元確認 (①~③のいずれかを提示・添付)	A 本人の番号確認 (①~④のいずれかを提示・添付)	B 代理人の身元確認 (①~③のいずれかを提示・添付)	代理権の確認 (①か②のいずれかを提示・添付)	
<b>窓口・郵送</b>	① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)  ② 通知カード ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り、利用可能。  ③ 住民票の写し (個人番号の記載があるもの)  ④ 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるもの)	① 個人番号カード (表面:氏名と住所の記載がある面)  ② 顔写真付き身分証明書 (以下の中から、 <b>いずれか1点</b> ) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等(官公署から発行・発給された書類・またはこれに類する書類で、写真の表示があり、氏名、生年月日又は住所が記載されたもの)  ③ 顔写真なし身分証明書 (以下の中から、 <b>いずれか2点</b> ) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、特別児童扶養手当証書、児童扶養手当証書  国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書(いずれも提示時において領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内)  住民票、戸籍の附票、戸籍(謄・抄本)、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書(いずれも提示時において有効なもの又発行・発給されてから6ヶ月以内)  社員証、生活保護受給者証、恩給等の証書、医療受給者証、預金通帳の写し(いずれも提示時に有効なもの)	① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)  ② 通知カード ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り、利用可能。  ③ 住民票の写し (個人番号の記載があるもの)  ④ 住民票記載事項証明書	① 個人番号カード (表面:氏名と住所の記載がある面)  ② 顔写真付き身分証明書 (以下の中から、 <b>いずれか1点</b> ) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等(官公署から発行・発給された書類・またはこれに類する書類で、写真の表示があり、氏名、生年月日又は住所が記載されたもの)  ③ 顔写真なし身分証明書 (以下の中から、 <b>いずれか2点</b> ) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、特別児童扶養手当証書、児童扶養手当証書  国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書(いずれも提示時において領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内)  住民票、戸籍の附票、戸籍(謄・抄本)、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書(いずれも提示時において有効なもの又発行・発給されてから6ヶ月以内)  社員証、生活保護受給者証、恩給等の証書、医療受給者証、預金通帳の写し(いずれも提示時に有効なもの)	① 法定代理人の場合 戸籍謄本その他の資格を証明する書類  ① 任意代理人の場合 委任状
	※「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類として使用できません。	※「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類として使用できません。	※「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類として使用できません。	※「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類として使用できません。	※「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類として使用できません。
<b>(エ) 電子申請</b>	① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)  ② 通知カード ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り、利用可能。  ③ 住民票の写し (個人番号の記載があるもの)  ④ 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるもの)	① 個人番号カード (表面:氏名と住所の記載がある面)  ② 署名用電子証明書	① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)  ② 通知カード ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り、利用可能。  ③ 住民票の写し (個人番号の記載があるもの)  ④ 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるもの)	① 個人番号カード (表面:氏名と住所の記載がある面)  ② 代理人に係る署名用電子証明書	① 法定代理人の場合 戸籍謄本その他の資格を証明する書類  ① 任意代理人の場合 委任状